

議案第56号

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
木津川市条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61  
号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。



木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例（案）

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第29条 （略）	第29条 （略）
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）
（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15</u> 人につき1人	（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20</u> 人につき1人
（4） 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人	（4） 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人
3 （略）	3 （略）
（職員）	（職員）
第31条 （略）	第31条 （略）

<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>（保育所型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おむね<u>15</u>人につき1人</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>（保育所型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) • (2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おむね<u>20</u>人につき1人</p>
--	--

<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね  <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね  <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね  <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね  <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 当分の間、この条例による改正後の木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2

項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読み替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。